

保存版

令和2年9月4日

保護者の皆様へ

大阪市教育委員会
大阪市立松虫中学校
校長 田村 敬子

非常変災時の措置について

保護者の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申しあげます。平素は、本校の学校教育の推進にご理解とご協力を賜わり、誠にありがとうございます。

午前7時の時点、及び午前7時を過ぎて始業時刻（午前8時30分）までに、下記のような非常変災が発生した場合は**臨時休業**措置をとらせていただいますので、ご確認のほどよろしくお願いします。

記

- 1 大阪市において、「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表された場合。
 - 2 阿倍野区、西成区のいずれかの地域において河川氾濫の避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告または避難指示（緊急）の発令があった場合。
 - 3 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合。
 - 4 「南海トラフ地震に関する情報」（臨時）のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの（気象庁発表）が発表された場合。
- ※ 生徒在校中に発生した場合は、校内で生徒の安全確保をはかり、校区や通学路の安全と保護者等の在宅を確認したうえで、下校時の注意事項を指導し下校させます。
- ※ 臨時休業の場合、**学校ホームページ**に掲載いたします。
- ※ 学校給食を実施できなくても、給食費を返還することができませんので、あらかじめご了承ください。（今年度は給食費の徴収がないので、負担はございません。）
- ※ 休日（土日・祝日）の部活動（試合を含む）も同様の扱いとなります。